

根室市地域防災計画

【別冊】

根室市津波避難計画

(平成 29 年 9 月)

根室市防災会議

目次



根室市地域防災計画
別冊
根室市津波避難計画

第1章 総則

1 目的	1
2 計画の修正	1
3 用語	1

第2章 避難計画

1 津波到達予想時間の設定	2
2 津波避難計画	3

第3章 初動体制

1 連絡・参集体制	4
2 災害応急対策要員の参集	4
3 津波情報の収集・伝達	6

第4章 避難勧告等の発令

1 避難勧告等の発令の判断基準	8
2 伝達方法	9
3 津波注意報への対応	9

第5章 津波対策の教育・啓発

1 津波災害に対する意識啓発	10
2 防災教育・啓発	10
3 津波防災教育・啓発内容	11

第6章 津波避難訓練の実施

1 避難訓練の実施体制、参加者	12
2 訓練の内容	12
3 訓練の実施時期等	13

第7章 積雪・寒冷地対策

1 冬期道路交通の確保	14
2 避難対策、避難生活環境の確保	14
3 電力の確保	14
4 緊急通信ネットワークの確保	14

第8章 その他の留意点

1 観光客等への周知	15
2 避難行動要支援者の避難対策	15
3 自主防災組織結成の促進	15
4 避難支援活動等従事者の退避の優先	15

第1章 総 則

1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は自主防災組織等が作成する地域津波避難計画と整合性を図る等、必要があると認められるときは、これを適宜修正する。

3 用語

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、市が指定するものをいう。

(3) 避難目標地点

津波の危険から、とりあえずの生命の安全を確保するために避難対象地域の外に定める地点で、住民等が設定する避難の目標地点をいう。

(4) 避難路、避難経路

避難するための経路で、市や住民等が指定・設定するものをいう。

(5) 指定緊急避難場所

津波の危機から避難するために、避難対象地域の外に市が指定するものをいう。

(6) 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外、又は指定緊急避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

(7) 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急的に避難する避難対象地域内にある建物で、市又は自主防災組織が指定又は設定するものをいう。

(8) 地域津波避難計画

津波浸水予想地域を抱える自主防災組織等が策定する地域ごとの津波避難計画をいう。

※ (4) を総称して「避難経路」、(3)、(5)、(7) を総称して「避難先」という。

第2章 避難計画

この計画の基となる津波浸水域や到達時間等については、道が平成24年6月に発表した最大クラスの津波浸水予測とする。

1 津波到達予想時間の設定

北海道が発表した津波浸水予測図の結果を基とし、津波到達時間を次のとおり想定する。

津波到達予想時間等

地名	第1波到達時間 (分)	沿岸最大水位 (m)	最大遡上高 (m)
初田牛川河口	27	24.9	31.6
フレシマ海岸(天狗岩)	25	19.4	29.1
落石	21	20.1	25.8
長節	25	22.5	33.7
花咲	32	20.3	28.5
桂木	25	22.5	31.8
双沖	24	19.7	22.6
歯舞	21	15.5	19.4
瑠瑠瑠	24	16.7	21.7
納沙布	24	14.2	17.6
温根元	27	7.2	11.1
トーサムポロ岬	29	5.2	10.5
豊里	38	4.8	5.4
ノッカマップ	41	4.4	5.6
牧の内	49	3.4	4.1
一番川	49	3.2	4.7
弁天島	52	2.8	3.9
岬町	55	3.2	3.8
穂香	59	3.2	4.3
温根沼	65	3.1	4.3
春国岱	69	3.2	3.7

2 津波避難計画

(1) 津波浸水予想地域

北海道が発表した津波浸水予測図により、想定される浸水域について定める。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に迅速な避難が必要となる地域で、津波浸水予測図に基づき、安全性の確保、円滑な避難等を考慮し、町名（町内会等）単位を基本に津波浸水予測図よりも広い範囲で指定するものとする。

(3) 避難場所・避難目標地点

避難場所は、津波の危険地域から避難するために避難対象地域の外に定めるものであり、避難対象地域の範囲を勘案し指定するものとする。

避難目標地点は、津波の危険から避難するために避難対象地域の外に定めるものとする。なお、設定にあたっては、自主防災組織や住民と協議し、逃げ遅れる避難者などを考慮した検討を加えるものとする。

(4) 避難困難地域

避難困難地域は、津波到達予想時間に津波浸水域外に避難することが困難な地域である。

根室市で予測されている津波到達時間は最短で21分となっており、地震発生後速やかに避難が開始された場合、概ね津波浸水域外への避難は完了すると考えられるが、津波発生時の季節、天候、また、地震等の影響などから避難路が寸断されるなど、様々な要因が考えられることから避難訓練等の実施結果を踏まえながら随時検討を加えるものとする。

(5) 避難路・避難経路等

ア 建物等の倒壊や落下物等による危険が少ないこと。

イ 避難者数などを考慮して、ある程度幅員が広いこと。

ウ 原則として、海岸、河川沿いの道路は避難路としない。

エ 避難路は、原則として、津波の進行方向と同方向に避難するよう指定する。

（海岸方向にある避難場所へ向かって避難をするような避難路指定は原則行わない。）

オ 家屋倒壊、火災、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。

(6) 避難方法

避難行動は避難者自らが行うものとし、徒歩を基本とするが、以下の場合においては車両による避難を認めるものとする。

ア 高齢者や障がい者などが長い距離を避難する場合

イ 避難者が自力で避難できない場合

ウ 遠隔地への避難場所へ早急に避難する必要がある場合

なお、車両による避難を計画する地域にあたっては、地域住民、道路管理者、警察等と必要な話し合いを行うとともに、車両を用いた訓練を実施し、地域津波避難計画に盛り込むものとする。

(7) 避難誘導

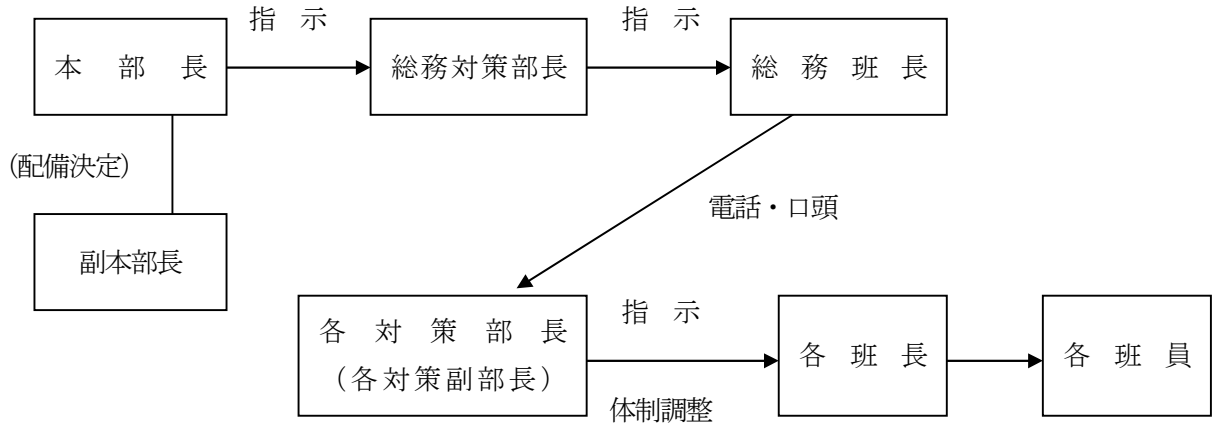
避難誘導は、市職員、消防職員、消防団員及び警察官のほか、自主防災組織等が協力して行うものとする。

第3章 初動体制

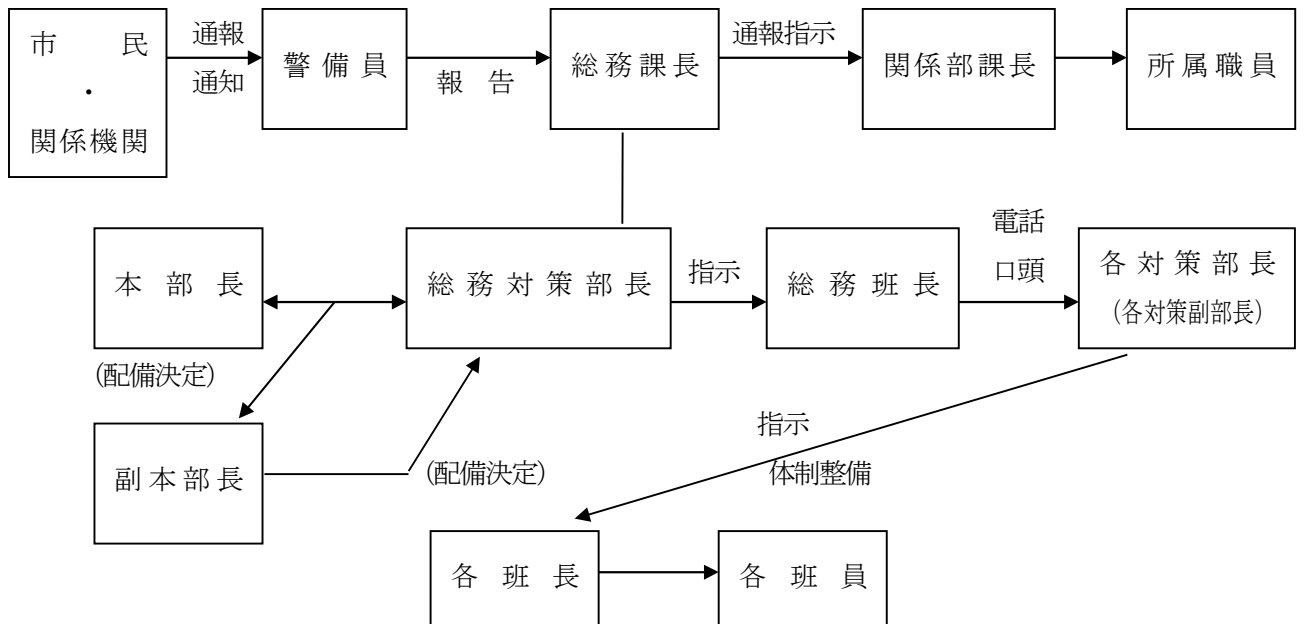
1 連絡・参集体制

勤務時間外に、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合の職員の連絡・参集体制は、「根室市地域防災計画津波防災計画編 第3章災害応急対策計画」定める。

(1) 伝達系統（勤務時間内）



(2) 伝達系統（勤務時間外）



2 災害応急対策要員の参集

災害応急対策要員の参集にあたっては、津波防災計画編第3章第1節「応急活動体制」に基づいて参集するほか、職員は、地震・津波発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

【非常配備に関する基準】

第 1 非 常 配 備 (警戒体制)

配備時期	(1) 震度4以下の地震が発生した場合で、かつ災害の発生が予想されるとき。 (2) その他本部長が必要と認めたとき。
配備内容	(1) 特に関係のある次の班の少数人員で、情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。 ① 総務対策部総務班 (総務部総務課) ② 本部長が特に必要とする対策部 (2) 事態の推移に伴い、第2非常配備体制に円滑に移行しうる体制とする。
活動内容	(1) 総務対策部長は、釧路地方気象台その他関係機関と連絡をとり、災害情報収集を行うものとする。

第 2 非 常 配 備 (警戒・対策本部体制)

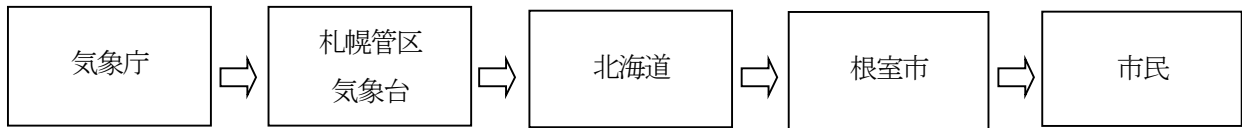
配備時期	(1) 津波注意報が発表されたとき。 (2) その他本部長が必要と認めたとき。
配備内容	(1) 災害応急対策に関係のある次の班の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。 ① 総務対策部総務班・情報管理班 (総務部総務課・情報管理課) ② 総合政策対策部総合政策班 (総合政策部総合政策室) ③ 北方領土対策部領土対策班 (北方領土対策室) ④ 水産経済対策部水産港湾班 (水産経済部港湾課) ⑤ 建設水道対策部都市整備班・上下水道施設班 (建設水道部都市整備課・上下水道施設課) ⑥ 支援班 (議会事務局、監査事務局、選挙管理委員会) ⑦ 消防対策部 (消防本部) ⑧ 本部長が特に必要とする対策部 (班) (2) 事態の推移に伴い、第3非常配備体制に円滑に移行しうる体制とし、状況に応じ、各対策部長を招集するものとし、その他の職員は待機 (自宅又は所属部課) とする。
活動内容	(1) 本部長は、本部の機能を円滑ならしめるため、必要に応じて本部会議を開催する。 (2) 各対策部長は、情報の収集及び連絡体制を強化する。 (3) 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 ① 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を配備する。 ② 装備、物資、資器材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地 (被災予想地) へ配置するものとする。 ③ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

第 3 非 常 配 備 (対策本部体制)

配備時期	(1) 震度5弱以上の地震が発生した場合、又は大津波警報 (特別警報)・津波警報が発表されたとき。 (2) その他本部長が必要と認めたとき
配備内容	(1) 災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。
活動内容	(1) 速やかに市内全域の被害状況調査、収集、連絡活動及び応急対策に当たる。 (2) 各対策部班は、全勢力をあげて、速やかに市全域の被害状況を調査、収集に努めるとともに、精力的に応急対策活動に当たる。

3 津波情報の収集・伝達

(1) 津波予報、津波情報の伝達系統は次のとおりとする。



(2) 津波警報等の伝達方法

津波災害に関する情報の伝達及び収集については、津波防災計画編第3章第2節「津波情報伝達計画」に準じる。

(3) 大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報の種類

津波による災害の発生が予測される場合に、地震発生後約3分を目標に「大津波警報（特別警報）・津波警報」又は「津波注意報」が発表される。

種 類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m以下であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

(4) 津波予報区

ア 津波予報区名

津波予報区名	津波予報区域
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内

イ 津波予報で用いる地点

津波予報区名	観測点名称
北海道太平洋沿岸東部	釧路、浜中町霧多布港、根室市花咲、根室港

※根室港及び浜中町霧多布港については、国土交通省港湾局が設置したもの

(5) 津波に関する情報

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(6) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容で津波予報が発表される。

予想される海面の状況（発表基準）	内容
津波が予測されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第4章 避難勧告等の発令

1 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令する。

(避難勧告等の発令判断基準)

区分	基準	対象区域
注意喚起	津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域
避難指示 (緊急)	津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いいため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域(当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域)
	大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域

※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。

※ 遠地地震の場合の避難勧告等については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討する。

(遠地地震時における避難勧告等の発令判断基準)

区分	基準	対象区域
注意喚起	1 「遠地地震に関する情報」が発表され、注意報等の可能性がある場合 2 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域
避難準備・ 高齢者等避難開始	津波警報以上の発表が見込まれる場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いいため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域(当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域)
避難勧告		
避難指示 (緊急)	津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
	大津波警報が発表された場合	

※ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告については、到達の時間等を考慮し発令する。

2 伝達方法

(1) 発令時期

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合

イ 津波による浸水が想定される地域に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

(2) 伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務課	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au(KDDI)、ソフトバンク)
	緊急速報メール		根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au(KDDI)、ソフトバンク)
	防災行政無線(同報系)		住民
	登録制メール(ねむろメール)		事前登録者
	ホームページ		PC、携帯電話等利用者
	SNS(フェイスブック・ツイッター)		
	電話又はFAX		町内会、自主防災組織、避難支援関係者
	電話		根室振興局・釧路開発建設部・釧路建設管理部 釧路地方気象台・根室警察署 等
情報管理課	広報車		住民等(巡回ルート)
消防本部	緊急速報メール	※休日夜間	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au(KDDI)、ソフトバンク)
	防災行政無線(同報系)	※休日夜間	住民
	緊急割込み放送(コミュニティFM)		FMねむろ聴取者
	広報車		住民等(巡回ルート)
	電話又は電子メール		消防団
介護福祉課	電話又はFAX		要配慮者利用施設

3 津波注意報への対応

津波注意報が発表された場合、直ちに沿岸部から離れ、安全な場所へ退避するよう注意喚起を実施する。

第5章 津波対策の教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するため、津波の恐ろしさや津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。

1 津波災害に対する意識啓発

津波防災教育・啓発において最も大切なことは、「自らの命は自らが守る」という防災の基本的観点に立って、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、大津波警報等の情報を待たずに自らできる限り迅速に高い場所へ避難を開始するなど、率先して避難行動をとることを徹底させることが大切である。

(1) 津波災害に対する意識啓発

- ア 家庭、地域（自主防災組織、町内会、消防団、事業所等）を対象とした出前講座や学習会の実施など津波災害に関する啓発を行い、地域防災力の向上に努める。
- イ 消防団、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、津波災害の啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの養成に努める。
- ウ 強い地震（震度4以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、急いで安全な場所に避難することの啓発を徹底する。
- エ 平常時において、津波災害に対する防災意識の向上を図るため、海拔表示板の設置や津波浸水想定地域等の啓発看板の設置を行なう。

(2) 津波に対する心得

- ア 強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- イ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜等から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- エ 津波注意報でも、海の中にいる人は、直ちに海から上がって海岸から離れる。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報や津波注意報が解除されるまで気をゆるめない。

2 防災教育・啓発

家庭や学校、地域（町会、自主防災組織等）、事業所等において防災教育・啓発を実施する。

また、地域や事業所において津波防災教育・啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有したものが過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会を定期的に設けることが大切であり、こうした人材の育成が重要である。

防災行政や消防、消防団、自主防災組織等のリーダー、防災ボランティア、事業所等の防災担当者に対し、津波避難に関する講習会等を実施し、津波防災教育・啓発の核となる人材を養成することが必要である。

3 津波防災教育・啓発内容

(1) 過去の津波被害記録

古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害について

(2) 津波の発生メカニズム

津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識について

(3) 津波ハザードマップ

津波浸水想定区域、避難場所等の地図について

(4) 津波避難計画の内容

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難指示・勧告、避難場所、避難経路等について

(5) 日頃の備えの重要性

訓練参加、所在地（家庭・学校、勤務先等）ごとの緊急避難場所の確認、家庭内での家族の安否確認方法の共有、建物の耐震化、家具の耐震固定等について

(6) 大津波警報（特別警報）・津波警報、津波注意報

警報・注意報の内容ととるべき対応、留意事項等について

第6章 津波避難訓練の実施

市や町会、自主防災組織等は、津波災害からの円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うため、住民が主体となった津波避難訓練や図上訓練等を実施するように努める。

なお、訓練実施にあたっては、地域の実情に応じた訓練体制、訓練内容等について、地域（町会、自主防災組織等）をはじめ防災関係機関と連携し、多くの市民が参加できる地域単位の訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。

また、広域的な災害対応ができるよう、隣接する自主防災組織等が連携して行う地域防災訓練の実施についても考慮して実施する。

1 避難訓練の実施体制、参加者

(1) 実施体制

町会、消防団、自主防災組織をはじめ、防災関係団体、社会福祉施設、学校等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図ること。

(2) 参加者

住民のみならず、事業所、漁業・港湾関係者等幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう検討すること。

2 訓練の内容

津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間等を想定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。

その際、最大クラスの津波やその到達時間を考慮した具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

また、実施時期についても、夜間、異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制等を確立する必要がある。

訓練の第一の目標は、実際に避難を行ない避難ルートの確認や情報機器類の活用など習熟することであるが、想定されたとおりの避難対策が実現可能か否かを検証する場である。

このことから、訓練終了後においては、訓練結果を検証し、課題を抽出、整理、解決を図り、次の訓練に繋げるとともに、各地域における津波避難計画に反映していくことが大切である。

(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報、津波注意報、津波情報等の収集・伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認、住民への広報文案の適否等を検証する。

(2) 津波避難訓練

避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握しておく。

3 訓練の実施時期等

訓練実施にあたっては、地域の実情を考慮し、訓練に参加しやすい日時を設定し実施する。

多世代の参加が期待できる学校と地域が連携した訓練や、訓練の準備段階から住民が主体的に参加するなど、地域住民の積極的な参加を促す工夫等も大切である。

第7章 積雪・寒冷地対策

積雪・寒冷期においては津波災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。

このため、積雪・寒冷地対策の推進にあたっては、津波避難計画第2章第10節を準用し、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 冬期道路交通の確保

関係機関等が所管する緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について除雪体制を確認するとともに、道路の消融雪施設等の設備状況を把握する。

2 避難対策、避難生活環境の確保

積雪等による孤立集落の把握、避難所の暖房設備及び暖房用燃料の備蓄の配備状況を把握する。

3 電力の確保

機能が停止した場合の早期復旧対策を確認する。

4 緊急通信ネットワークの確保

通信機器が停止した場合の住民への緊急情報の伝達手段を確認する。

第8章 その他の留意点

1 観光客等への周知

観光関連施設や宿泊施設などに津波ハザードマップの配置や観光地に津波啓発看板等を設置するなど、避難対象地域や避難場所、避難所といった津波避難対策の周知を図るとともに、関係団体と連携し、観光客等の避難対策に努める。

2 避難行動要支援者の避難対策

地域と市が連携し、避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、要配慮者の津波避難対策を図る。

3 自主防災組織結成の促進

「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立ち、自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に寄与することが求められる。

地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動をおこなうため、自主防災組織の結成を促進する。

4 避難支援活動等従事者の退避の優先

避難誘導、防潮扉、避難勧告、指示等の災害広報活動、避難行動要支援者の避難支援に従事する者は、気象庁から発表される津波到達予想時刻の少なくとも、概ね10分前に、避難対象地域外（津波浸水域外）への退避を完了するものとする。

ただし、津波到達予想時刻の10分前であっても、現場の状況やラジオ等により危険を察知した場合は、直ちに退避を開始するものとする。